

須賀川市回覧板連絡袋広告募集要項

1 趣旨

須賀川市では、市の新たな財源確保及び経費削減を図り、地域経済の活性化及び市民サービスの向上に役立てるために広告事業を行っていますが、その一環として、須賀川市回覧板連絡袋に広告を掲載する事業者を募集します。

2 募集内容

(1) 広告の種類及び掲載の位置

掲載する広告は、回覧板などを入れて各自治会で使用していただく「須賀川市回覧板連絡袋」とします。

広告の掲載位置は、須賀川市回覧板連絡袋広告スペース（別紙1）とし、枠内の位置は市が指定します。

(2) 広告内容

広告主及び広告内容については、「須賀川市広告掲載要綱」及び「須賀川市広告掲載基準」に定めるものとします。

(3) 広告規格

ア 掲載規格は、1 枠につき縦 4.2 cm, 横 11.2 cm とします。

イ 色は 1 色とし、市が指定します。

(4) 掲載期間

広告の掲載期間は、原則として 3 年間とします。ただし、市の判断により回覧板連絡袋の損耗の程度を勘案の上、これを短縮し、又は延長することができます。

(5) 掲載募集枠

募集は最大 24 枠とし、申込み先着順に選定します。

なお、広告掲載希望者毎に原則 4 枠を上限とします。

3 応募方法等

(1) 応募資格

次の要件をすべて満たす場合に限り、応募することができます。

ア 須賀川市の市税を滞納していないこと（納税義務がある場合のみ）

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続きをしていないこと

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及びそれらに準ずる業者でないこと

エ 須賀川市広告掲載基準第 3 条各号のいずれにも該当しないこと

(2) 応募期間

応募期間は、令和 6 年 10 月 21 日から令和 6 年 11 月 30 日までとします。

なお、応募の受付は第 3 火曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

(3) 提出書類

- ア 須賀川市回覧板連絡袋広告掲載申請書(第1号様式)
- イ 納税確認同意書(第2号様式)※須賀川市に納税義務がある場合
- ウ 須賀川市回覧板連絡袋広告案(書面)

(4) 提出場所

次の担当課へ持参により申し込んでください。(郵送不可)

須賀川市民交流センターtette1階 市民協働推進部市民協働推進課市民活動支援係
電話 0248-94-4432

4 広告掲載料

広告掲載料は、1枠につき5万円です。

(発行部数:3,000部(各自治会を通じて約21,000世帯に回覧))

5 広告掲載の決定

- (1) 広告掲載の申込みがあった広告案について、須賀川市広告掲載要綱第7条に規定により広告掲載の可否を決定します。
- (2) 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載申込者に広告掲載決定通知書(第3号様式)により通知します。

6 広告原稿の作成及び提出

広告を掲載する旨の決定通知を受けた広告主は、掲載する広告を作成し、市が指定する期日までに、本要項で指定する規格で作成した広告(電子データ)を提出してください。

7 広告掲載料の納付

広告主は、広告掲載決定通知を受理した後において、市が指定する期日までに、広告掲載料を一括納入してください。

8 広告掲載の取り下げ

広告主は、広告掲載を取り下げようとするときは書面により市に申出てください。ただし、広告物の作成後は取り下げることができなくなりますので注意してください。

9 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告及び広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならないものとします。
- (3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担に

おいて解決するものとします。

- (4) 広告主は、広告掲載取消の場合において、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときはその損害を賠償するものとします。

10 免責事項

市の責めに帰すべき理由以外で広告掲載を行わなかったとき、又はそれにより広告主が損害を受けたときにおいて、市は、広告主に対してその責を負わないものとし、広告掲載料の返還、損害賠償の支払い等を行わないものとします。

11 その他

- (1) 応募に際し、提出された書類等は、一切返却いたしません。
- (2) 広告作成に係る一切の費用は、広告主の負担とします。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は須賀川市広告掲載要綱及び須賀川市広告掲載基準によるものとします。
- (4) 応募に際し市に提出された書類等は、須賀川市情報公開条例（平成 10 年須賀川市条例第 16 号）に基づく公開請求の対象となり、当該条例の規定による非公開情報を除き公開される場合があります。

附則

この要項は、令和 6 年 10 月 21 日から施行する。

 <h2 style="margin: 0;">町内会連絡袋</h2> 	
1 枠 4.2 cm × 11.2 cm	
2 枠使用の場合	